

函館市の施設における通勤用自動車の駐車に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市財産条例（昭和39年函館市条例第6号。以下「条例」という。）、函館市財産条例施行規則（昭和39年規則第5号）に基づき、行政財産である土地または普通財産である土地を、市の施設に勤務する職員その他市長が定めるもの（以下「職員等」という。）が通勤のための自動車（以下「通勤用自動車」という。）を駐車するために使用することの許可をし、または貸し付けることに関し必要な事項を定めるものとする。

(許可等の基準)

第2条 行政財産である土地を、通勤用自動車を駐車するために使用することの許可をできる場合は、次の各号のいずれかの場合に限る。

- (1) 行政財産である土地に存する市の施設に勤務する職員等または当該施設において業務を行う職員等が当該行政財産である土地に通勤用自動車を駐車するために使用する場合
- (2) 行政財産である土地に近接する市の施設に勤務する職員等または当該施設において業務を行う職員等が当該近接する行政財産である土地に通勤用自動車を駐車するために使用する場合であって、市長が特に必要と認めた場合
- (3) 市の施設に係る土地に存する国、地方公共団体その他の公共団体もしくは公共的団体の施設に勤務する職員等または当該施設において業務を行う職員等が近接する行政財産である土地に駐車するために使用する場合であって、市長が特に必要と認めた場合

2 普通財産である土地を、通勤用自動車を駐車するために貸し付けることができる場合は、次の各号のいずれかの場合に限る。

- (1) 普通財産である土地に存する市の施設に勤務する職員等または当該施設において業務を行う職員等が当該普通財産である土地に通勤用自動車を駐車するために借受ける場合
- (2) 普通財産である土地に近接する市の施設に勤務する職員等または

当該施設において業務を行う職員等が当該近接する普通財産である土地に通勤用自動車を駐車するために借受ける場合であって、市長が特に必要と認めた場合

- (3) 市の施設に係る土地に存する国、地方公共団体その他の公共団体もしくは公共的団体の施設に勤務する職員等または当該施設において業務を行う職員等が近接する普通財産である土地に駐車するために借受ける場合であって、市長が特に必要と認めた場合

(行政財産である土地の使用申請等)

第3条 行政財産である土地を、職員等が通勤用自動車を駐車するために使用しようとするときは、あらかじめ別記第1号様式または別記第1号様式の2の申請書により申請しなければならない。

- 2 前項の申請があった場合において、行政財産である土地の使用を許可することとしたときは、別記第2号様式の通知書によりその申請をした職員等に通知するとともに、別記第3号様式の許可証を交付するものとし、行政財産である土地の使用を許可しないこととしたときは、別記第4号様式の通知書によりその申請をした職員等に通知するものとする。

- 3 職員等は、使用を許可された期間中に行政財産である土地の使用を取りやめようとするときは、別記第5号様式の届出書により届け出し、許可証を速やかに返還しなければならない。

(普通財産である土地の借受申請等)

第4条 普通財産である土地を、職員等が通勤用自動車を駐車するために借り受けようとするときは、あらかじめ別記第6号様式の申請書により申請しなければならない。

- 2 前項の申請があった場合において、普通財産である土地を貸し付けることとしたときは、別記第7号様式の承認書によりその申請をした職員等に通知するとともに、別記第3号様式の許可証を交付するものとする。

- 3 職員等は、貸付期間中に普通財産である土地の借受けを取りやめようとするときは、別記第8号様式の届出書により届け出し、許可証を速やかに返還しなければならない。

(通勤用自動車の変更)

第5条 行政財産である土地の使用の許可を受けまたは普通財産である土地を借り受けた職員等は、当該行政財産である土地または普通財産である土地に駐車する通勤用自動車を変更しようとするときは、別記第9号様式の届出書により届け出なければならない。

(使用許可等の期間)

第6条 通勤用自動車を駐車するために行政財産である土地の使用を許可する期間または普通財産である土地を貸し付ける期間は、1年を超えることができない。ただし、これらの期間は1年を超えない範囲で更新することができる。

(使用許可等の更新手続き)

第7条 職員等は、使用を許可された期間の満了後も行政財産である土地を使用し、または借り受けた期間の満了後も普通財産である土地を借り受けようとする場合は、当該使用を許可された期間または借り受けた期間の満了の日の1月前までに別記第1号様式、別記第1号様式の2または別記第6号様式の申請書により申請しなければならない。ただし、当該使用を許可された期間または借り受けた期間が1月未満である場合においては、これらの期間の満了の日の14日前までに申請するものとする。

(使用料等の納期)

第8条 使用料または貸付料は、その月分をその翌月の末日までに納入しなければならない。

(使用料等の日割計算および端数処理)

第9条 行政財産である土地の使用期間または普通財産である土地の貸付期間が1月に満たない場合もしくはこれらの期間に1月に満たない端数がある場合、その月の使用料または貸付料の額は、使用料または貸付料の額(条例第3条の3第2項または第4条の2第2項の規定により使用料または貸付料を減額する場合は、減額後の額)に1月に満たない期間の日数または1月に満たない端数がある期間の日数を乗じて得た額を、その月の日数で除して得た額とし、その額に1円未満の

端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(使用料等の減免等)

第10条 条例第3条の3第2項または第4条の2第2項の規定により使用料を減免し、または貸付料を減額し、もしくは無償で貸し付けることができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 市の施設または国、地方公共団体その他の公共団体もしくは公共的団体の施設における1週間の勤務または業務の日数が5日未満もしくは1日の勤務または業務の時間が4時間30分以下の職員等が、行政財産である土地を使用しまたは普通財産である土地を借り受ける場合
 - (2) 身体に障がいがあることにより通勤用自動車を利用しなければ通勤が困難な職員等が行政財産である土地を使用しまたは普通財産である土地を借り受ける場合
 - (3) 勤務形態が交替制勤務となっている職員等が複数で特定の箇所の行政財産である土地または普通財産である土地を共同で使用しまたは借り受ける場合
 - (4) 職員の私有車の公務使用に関する要綱（平成2年11月21日市長決裁）または函館市立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱（平成16年12月1日教育長決裁）もしくは函館市立学校に勤務する市費負担職員等の私有車の公務使用に関する要綱（平成16年11月29日教育長決裁）の規定により通勤用自動車の公用のための使用を承認されている職員等であって、通勤用自動車を一定程度公用に使用する必要がある者が行政財産である土地を使用しまたは普通財産である土地を借り受ける場合
- 2 前項第1号または第2号のいずれかに該当する場合は、行政財産である土地の使用料を免除し、または普通財産である土地を無償で貸し付けることができる。
 - 3 第1項第3号または第4号のいずれかに該当する場合は、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を使用料または貸付料から減額することができる。

- (1) 第1項第3号に該当する場合 当該市の施設に係る土地の条例別表第2各号の使用料または貸付料の額（以下この号において「使用料等の額」という。）から使用料等の額に共同で使用する行政財産である土地または共同で借り受ける普通財産である土地の駐車可能台数を乗じて得た額を，共同で使用しまたは借り受ける職員等の数で除した額を減じて得た額とし，この額に百円未満の端数があるときは，これを切り捨てるものとする。
- (2) 第1項第4号に該当する場合 条例別表第2第1号の市の施設に係る土地は1,000円，同表第2号の市の施設に係る土地は300円とする。
- 4 前3項の規定により使用料の減免を受けようとする職員等は，別記第10号様式または別記第10号様式の2の申請書を提出しなければならない。
- 5 前項の申請があったときは，減免の可否を決定し別記第11号様式の通知書によりその申請をした職員等に通知するものとする。
- 6 第1項，第2項または第3項の規定により貸付料を減額し，または無償で借り受けることを希望する職員等は，第4条第1項に規定する申請のときの申請書にその旨を記載しなければならない。

（使用許可の取消し等）

第11条 職員等が許可または貸付けの条件に違反したときは，行政財産である土地の使用の許可を取り消しまたは普通財産である土地の貸付けを取り消すことができる。

- 2 前項に規定するもののほか，市において行政財産である土地または普通財産である土地を公用または公共用に供するため必要と認めるときは，行政財産である土地の使用の許可を取り消しまたは普通財産である土地の貸付けを取り消し，もしくは当該使用の許可または貸付けの条件を変更することができる。
- 3 行政財産である土地の使用の許可を取り消しまたは普通財産である土地の貸付けを取り消したときは，別記第12号様式または別記第12号様式の2の通知書により，職員等に通知するものとする。

4 職員等は、前項の規定による通知を受けたときは、許可証を速やかに返還しなければならない。

(市の施設内における損害の責任)

第12条 市の施設内において生じた事故による損害について、市は、賠償の責を負わないものとする。ただし、市の責めに帰する場合はこの限りでない。

(登録台帳の備え付け)

第13条 施設管理者（函館市会計規則（昭和39年規則第9号）第2条第4号に規定する部局長が指定する者）は、その管理する施設に係る土地を使用させまたは貸し付けることとしたときは、使用の期間または貸付けの期間中、別記第13号様式の台帳を整備し、当該施設に備え付けなければならない。

(仮駐車許可証の交付)

第14条 行政財産である土地の使用を許可することとした場合または普通財産である土地を貸し付けることとした場合において、使用許可期間または貸付承認期間の開始日までに、その申請をした職員等に別記第3号様式の許可証を交付できないときは、許可証の代わりとして別記第14号様式の仮駐車許可証を交付するものとする。

2 前項の規定による交付を受けた職員等は、許可証が交付されたときは、仮駐車許可証を速やかに返還しなければならない。

(仮駐車許可証台帳の備え付け)

第15条 施設管理者は、その管理する施設に係る仮駐車許可証を交付したときは、別記第15号様式の台帳を整備し、当該施設に備え付けなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年7月1日から施行する。ただし、第3条第1項および第2項、第4条第1項および第2項、第10条第4項から第6項まで、第13条、別記第1号様式、別記第1号様式の2、別記

第2号様式，別記第3号様式，別記第5号様式，別記第6号様式，別記第7号様式，別記第8号様式，別記第9号様式，別記第10号様式，別記第10号様式の2，別記第11号様式および別記第13号様式の規定は，平成24年5月15日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日から行政財産である土地または普通財産である土地に通勤用自動車を駐車しようとする職員等に係る第3条第1項および第4条第1項の規定の適用については，これらの規定中「あらかじめ」とあるのは，「この要綱の施行の日の前日までに」とする。

附 則

この要綱は，平成25年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は，平成26年2月1日から施行する。
- 2 行政財産である土地の使用を許可する期間または普通財産である土地を貸し付ける期間の終了日が，平成26年3月31日以前の別記第1号様式，別記第1号様式の2，別記第6号様式，および別記第13号様式の規定は，なお，従前の例による。

附 則

この要綱は，平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，令和 2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，令和 4年4月1日から施行する。